

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、選定業者の企画提案書に係る判断は妥当ではないので、宮城県公営企業管理者は、本件処分を取り消し、第5の3の（3）を踏まえ、改めて開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成29年5月22日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「県水道3事業一体化構想について『みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務』および『上工下水デューデリアルジェンス調査業務』が公募型プロポーザル方式で決まったが、参加業者および評価方法と結果など業者選定過程に至るいっさいの資料」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として別紙1のとおり45件の文書を特定した。

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して本件処分を行い、平成29年6月12日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、住所等個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、プロポーザルに参加した法人の企画提案書等法人に関する情報が含まれており、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、平成29年7月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、宮城県知事（以下「諮問実

施機関」という) に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で非開示とされた部分のうち、プロポーザル参加企業名（落選業者を含む。）並びに選定業者の技術提案書において「手間がかかるから」と恣意的に黒塗りにされた部分及び企業秘密やノウハウに関係しない部分の非開示処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、弁明書に対する反論書、意見書その他審査会に提出された資料及び審査会における意見陳述において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 選定業者以外の参加業者名について

イ 宮城県は「入札結果等の公表要領」で物品・役務なども含めた情報公開を定めており、入札者名の公表は「例外なき公開」である。事業者は公表を前提に公共事業に参加している。

プロポーザル方式については、随意契約に至る途中経過情報であるが、契約に至るまでの入札情報の一種であり、入札・契約の透明性という点から言えば、当然情報公開対象情報と言うべきである。

ロ 国の場合のプロポーザル方式においては、特定する者が決定した場合は速やかに、特定された業者名及び各業者の技術評価点について公表することとされており、また、最終結果ができれば応募事業者名も公開することとされている。

また、地方公共団体においては、公募型プロポーザルの情報公開規定を持つガイドラインや事務マニュアルを作成している団体の多くが、応募事業者名について「例外なき公開」をうたっている。

ハ 公募型プロポーザル方式で行われた石巻や気仙沼ブロックの震災がれき処理業務の開示請求では、応募した事業者名は全て公開されている。

ニ 宮城県によれば、「業務委託（建設関連業務を除く）等に関するプロポーザル方式等ガイドライン」には、選定結果の情報公開に関する具体的な規定はなく、公開する内容は条例に基づき個別の案件ごとに判断しているとのことで、統一的な基準はないことを認めている。このことは、表向きは「原

則公開」と言いながら、実態は本来「例外なき公開」をすべき応募事業者まで隠すやり方がまかり通ってきた元凶である。

ホ 実施機関は、非開示の理由として、当該法人の社会的な信用力に影響を与えること、今後類似事業が他自治体でも実施された場合、競争上の地位が損なわれるおそれがあるとしているが、普通一般的には入札契約に参加する業者は落選することも覚悟で応募しているのであって、落選によって生じる不利益があると判断する企業は辞退すれば良いだけの話である。

ヘ 以上、イからホに述べたとおり、選定業者以外の参加業者名を非開示とする実施機関の主張は、県民の知る権利よりも企業の利益を上位に置き、公金を使った公共性の高い入札契約で当然とすべき透明性を否定するものである。

実施機関においては、条例に基づき、「非開示」要件を満たさない情報まで「非開示」とすることを改め、プロポーザル参加企業名について開示することを求めるものである。

(2) 選定業者の企画提案書について

イ 開示された文書は、選定された業者も含め、技術提案の部分はすべてが「非開示」となっている。

ロ 公募型プロポーザル方式で行われた石巻や気仙沼ブロックの震災がれき処理業務の開示請求では、選定業者の提案書はごく一部の現場代理人予定者などの個人情報以外は企業のノウハウを含めて全部公開されている。このことについて、県執行部は、「かつては注目され、情報がはじめから公表されていた」とか、「今回は導入可能性調査でがれき処理のすぐに着手する事業とは違う」などと言うが、身勝手な言い訳に過ぎない。

ハ 実施機関は、弁明書において、提案書には「企業オリジナルの論点整理や文章表現、図表、フォント、色彩など駆使して作成されている」とし、「これらの企画提案書を開示することは、当該企業のアイデアやノウハウを流出させることに他ならない」としているが、提案書の中には、例えば宮城県が仕様として示した情報等、企業のノウハウとは関係のない宮城県側の情報も含まれている。

ニ また、弁明書では、全面黒塗りの理由として条例第9条をあげているが、

「情報公開条例の解釈及び運用基準」によれば、9条の趣旨は、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて開示しなければならないことについて定めたものであり、行政文書の開示請求については、原則公開の趣旨から、当該行政文書の一部に条例第8条第1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該行政文書全体について行政文書の開示をしないとするものではなく、行政文書に非開示情報が記録されている部分を除いて、その他の部分について行政文書の開示をしなければならないとされている。

ホ さらに、弁明書では、全面黒塗りの理由として、第一に、「その判断及び黒塗りの作業に長時間を要すること」、第二に、「判読できない無意味な文字の羅列となること」をあげている。

第一の理由については、時間がかかるから全面黒塗りにしたという主張は実施機関の勝手な言い分であり、客観的な証拠も根拠もないものである。

第二の理由については、開示情報とは、判読できるかどうかが開示か非開示かの基準ではなく、断片情報であってもそれをつなぎ合わせて類推することもあるので、あらかじめ判読不能と決めつけるのは条例第9条の趣旨とは異なるものである。判読できるか否かは実施機関が言いつくろべきではなく、開示請求人の判断に委ねるべきである。

へ 実施機関は、平成29年7月4日の建設企業委員会の答弁で、「文書の全てについて『企業利益を損なう』かどうかを判断するには非常に手間がかかり大変であるため全面黒塗りとした」という趣旨の答弁をしている。このことについて、弁明書では、「提案事業者のオリジナルの部分や独自提案等が大部分を占めていることから大勢に影響のない『ですます』も含めて非開示にさせていただいた」と説明し、「単に『手間がかかるから』と恣意的に黒塗りにしたものではない」と主張しているが、当日の議事録を精査すれば、言葉の厳密な意味でそのとおりの発言はしていないが、「実務作業に大変な手間がかかる」との趣旨の見解であることは明らかである。

ト このような経過で、実施機関は、同日の建設企業委員会において、企業の利益を損なわない範囲内の情報公開がどのようなものになるかをサンプルとして提示することとなった。同月6日に提示された企画提案書のサンプルは、非公式ではあっても全面黒塗りとはいわゆる「部分開示・見本」である。

このサンプルの内容を見れば、企業局が業者に委託する業務の内容に関する記述である「委託業務の内容」や、現状と課題を記述する部分である「現時点での課題と論点」の部分についての記述など、「企業の利益を損なう」ものではない部分が非開示になっていることがわかる。

このことは、当初実施機関から示された160ページの全面黒塗り文書がいかに安直に出されたかを示すものである。

チ 以上のことを踏まえ、実施機関においては、条例に基づき、「非開示」要件を満たさない情報まで「非開示」とすることを改め、選定された業者の技術提案のなかで業務委託の内容、課題と論点などについて、開示することを求めるものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会へ提出した実施機関の弁明書等において述べられている内容は、おおむね次のとおりである。

1 選定業者以外の参加業者名について（条例第8条第1項第3号該当性）

(1) 今回開示請求のあった「みやぎ型管理運営方式導入可能性調査業務」及び「上工下水デューデュリジェンス調査業務」は、人口減少等による給水量の減少（収益の減少）や施設の老朽化等による更新需要の増大（費用の増加）など、水道事業の経営環境が今後一層厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の水道3事業について持続可能な水道経営の確立を図るため、「民の力を最大限活用」した官民連携による最適な管理運営方式の構築に向け、宮城県企業局が全国に先駆けて調査・検討に取り組んでいるものであり、他の水道事業体でも経営基盤確立に向けた同様の検討が必要であることから、全国的に関心を集めている業務である。

(2) こうした中で、選定業者以外の参加企業名を開示することは、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、当該法人の社会的な信用力に影響を与えること、及び、今後類似事業が他自治体でも実施された場合、競争上の地位が損なわれるおそれがあることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものに該当すると判断したものである。

なお、それぞれの委託業務は、公募によるプロポーザル方式で、予め公表した選定方法により随意契約の相手方を決定しているが、企画提案募集要領

においては、選定業者以外の参加企業名を公表する旨の定めはしていなかったものである。

2 選定業者の企画提案書について（条例第8条第1項第3号該当性）

(1) 今回公募した企画提案書は、提案企業の持つ豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、それぞれの視点や考え方を、募集要領で指定した様式に企業オリジナルの論点整理や文章表現、図表、フォント、色彩などを駆使して作成されている。これら企画提案書を開示することは、当該企業のアイデアやノウハウを流出させることに他ならない。

本件業務は、人口減少や水道施設の老朽化といった全国の水道事業体が共通して抱える課題に対応するものであり、また、水道施設への民間活力の導入、特に公共施設等運営権制度の活用は、国においても重点的に取り組んでいるところであり、今後、他の水道事業体において類似事業が実施される蓋然性が高いと考えられ、企画提案書の開示により企業のノウハウを公開することは、当該企業の競争上の地位を損なうおそれがあることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものに該当すると判断したものである。

(2) また、条例第9条では、開示請求に係る行政文書の一部に条例第8条の規定により開示することができない情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない、と規定されている。

本件対象行政文書のうち企画提案部分には、上記のとおり提案企業のノウハウ等がふんだんに盛り込まれており、その一文字一文字について開示・非開示を判断して黒塗りすることは、その判断及び黒塗りの作業に長時間を要することとなる一方、非開示情報が多く存在し、部分的に開示したとしても当該企画提案部分の内容が判読できない無意味な文字の羅列となることから、そうした頁については、条例第9条の規定に基づき大部分を黒塗りとしたものである。

なお、審査請求の趣旨に、平成29年7月4日の県議会建設企業委員会の答弁で、「実務作業に大変な手間がかかる」ことを「非開示」の理由として説明したと記載されているが、そのような事実は無く、「提案事業者のオリジナルの部分や独自提案等が大部分を占めていることから大勢に影響のない「ですます」も含めて非開示にさせていただいた」と説明しているものであり、

単に「手間がかかるから」と恣意的に黒塗りしたものではない。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた部分のうち、プロポーザル参加企業名（落選業者を含む。）並びに選定業者の技術提案書において有意な情報がないとして黒塗りにされた部分及び企業秘密やノウハウに関係しない部分（以下「本件非開示部分」という。）について開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行うこととする。

3 本件非開示部分の条例第8条第1項第3号該当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 選定業者以外の参加業者名について

本件行政文書のうち、別紙1の20及び40には、みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査及び上工下水デューディリジェンス調査の業務委託に係るプロポーザル方式等選定評価結果が記載されている。

実施機関は、本件プロポーザル方式による業者選定業務の対象となった事業が、全国に先駆けて調査・検討に取り組んでいるものであり、全国的にも関心を集めている中で、選定業者以外の参加企業名を開示することは、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、当該法人の社会的な信用力に影響を与えること、及び、今後類似事業が他自治体でも実施された場合、競争上の地位が損なわれるおそれがあるため、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる旨主張している。

以下、この点について考察する。

宮城県では、一定の予定価格を超える入札及び見積合わせの結果は、「入札結果の公表要領」に基づき、落札者以外も全て公開されている。一方、プロポーザル方式における業者選定は、参加業者が保有する企画やアイデア自体が評価対象であり、所定の仕様に対する金額のみで競う一般の入札と同列に扱うことはできない。

そこで、こうした特殊性も踏まえた上で、プロポーザル方式で選定された業者以外の参加企業名について、条例第8条第1項第3号該当性を検討する。同号で規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」ためには、当該情報が開示されることにより、事業活動に不利益が生じるおそれがあるという抽象的、名目的な可能性では足りず、利益侵害の程度や実現性が、具体的、実質的であることが求められると解される。

本件非開示部分のうち、選定業者以外の参加業者名が公開されたとしても、特定のプロポーザルにおいて落選したという事実を表すのみであり、また、実施機関の主張についても、抽象的なものに留まることから、参加法人そのものの社会的評価が損なわれ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。

なお、「業務委託（建設関連業務を除く）等に関するプロポーザル方式等ガイドライン」が平成30年3月に改訂され、プロポーザルに参加した業者名及び総合点を公表することとされたのも、そうした解釈に添った取扱いと行うことができる。

以上のことから、選定業者以外の参加業者名については、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示することが妥当である。

しかしながら、本件処分においては、選定業者以外の参加業者名を非開示とした上で、各審査項目及び評価内容に従って配点され順位が記載された配点表並びに企業評価と企画提案ごとの配点及び合計点を示した選定評価結果一覧が既に開示されている。

これらの文書は、企画提案書の内容を、業務実績や実施体制についての企

業評価と、理解力、提案力、計画力についての企画提案の評価に分けて配点をして記載しているものであり、本件プロポーザル方式における提案に対する評価にとどまらず、当該法人の企画能力、技術力、事業遂行能力などの評価も含まれており、これらの評価が明らかになると、法人の社会的評価に影響を与えると認められる。

したがって、選定業者以外の参加業者名を開示することにより、既に関示されている他の情報と組み合わせることによって、上記の評価が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、本件処分のとおり、非開示とすることはやむを得ない。

(3) 選定業者の企画提案書について

本件行政文書のうち別紙1の17及び37には、選定業者の企画提案書が含まれている。

実施機関は、当該企画提案書については、提案企業の持つ豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、募集要領で指定した様式に企業オリジナルの論点整理や文章表現、図表、フォント、色彩などを駆使して作成されているため、これらを公開することは、当該企業のアイデアやノウハウを流出させることになると主張する。

また、本件業務は、今後他の水道事業体において類似事業が実施される蓋然性が高いと考えられることから、企画提案書の開示により企業のノウハウを公開することは、当該企業の競争上の地位を損なうおそれがあると主張する。

そこで、当該企画提案書の内容がノウハウに該当するかを個別に見ていくと、「業務実績」については、当該法人が過去に国や地方自治体等からの発注を受け、業務を実施してきた実績及びその成果について記載されているものであり、これらについては、そもそも当該公共事業の発注者が委託業務自体を既に明らかにしているもの等であると考えられる。

また、企画提案募集要領に示された様式のタイトルと同じ文言を使用した見出し部分については、一般に公開されている調査業務委託企画提案募集要領等の趣旨により明らかな事実であると言える。

これらのことから、「業務実績」及び当該企画提案書のうち同募集要領の様式と同じ見出し部分（フォントや色彩を含む。）については、当該法人のノウハウとまでは言えず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

また、審査請求書に添付された、別紙資料①「上工下水デューデリジェンス調査業務委託・企画提案書 7月6日に公営企業管理者より示されたサンプル」及び別紙資料②「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託・企画提案書 7月6日に公営企業管理者より示されたサンプル」が、本件処分と比較して開示部分に変更されていることについて、当審査会が平成31年1月8日付けで実施機関に意見を聴いたところ、実施機関は、条例第9条ただし書の規定を適用せずに条例第8条第1項第2号及び第3号に規定する非開示情報を除いた場合の例示として示したものであり、有意の情報は記載されていないと主張している。

しかし、本件処分では非開示であった「2. 業務委託の内容」以下の一文が開示になっている等、明らかに有意な情報が記載されており、この主張は失当である。

そして、当該サンプルにおいて新たに開示とされた部分については、新聞報道等により公知の情報となっている事実、及び、一般に公開されている調査業務委託企画提案募集要領等の趣旨により明らかな事実（以下「公知の情報等」という。）と考えられ、その表現に法人のノウハウにあたるような特別の工夫が施されているとは認められないことから、選定業者のノウハウとまでは認められず、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

したがって、少なくとも、公知の情報等については、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

よって、実施機関は、本件処分を取り消し、少なくとも公知の情報等について、改めて開示決定を行うべきである。

なお、実施機関が改めて開示・非開示の判断を行うに当たっては、前記第5の1の情報公開の趣旨に則り、本件開示請求の対象となった調査業務が終了し、報告書が作成され公開されている現時点の状況を踏まえ、行うべきことを申し添える。

(4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、当審査会は、本件処分のうち選定業者以外の参加業者名について非開示とした決定はやむを得ないが、選定業者の企画提案書について非開示とした決定は取り消し、3の(3)を踏まえ、改めて開示決定等を行うべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託	
1	みやぎ型管理運営方式導入可能性調査業務委託について（施行）
2	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会設置要領（案）
3	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託企画提案募集要領（案）
4	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託仕様書（案）
5	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（特別指名委員会）
6	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（局指名委員会）
7	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（課指名委員会）
8	内申資料
9	予定価格調書
10	予定価格の事前公表について（協議）
11	予定価格の事前公表について（回答）
12	企画提案の募集について（募集）
13	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託に係る質問書について（回答）
14	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託に係る質問書について（2回目）（回答）
15	みやぎ型管理運営方式導入可能性調査業務委託に係る参加資格確認結果通知書について（通知）
16	辞退届
17	企画提案書
18	みやぎ型管理運営方式導入可能性調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会について（通知）
19	みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会評価・選定結果
20	みやぎ型管理運営方式導入可能性調査委託プロポーザル方式等選定評価結果一覧
21	物品調達等随意契約指名業者等内申書（課指名委員会）
22	物品調達等随意契約指名業者等内申書（局指名委員会）
23	物品調達等随意契約指名業者等内申書（特別指名委員会）
24	内申資料
25	みやぎ型管理運営方式導入可能性調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会の選考結果について（通知・公表）

上工下水デューデュリジェンス調査業務委託	
26	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託について（施行）
27	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会設置要領（案）
28	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託企画提案募集要領（案）
29	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託仕様書（案）
30	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（特別指名委員会）
31	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（局指名委員会）
32	プロポーザル方式等（公募型）の実施について（課指名委員会）
33	内申資料
34	予定価格調書
35	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託に係る参加資格確認結果通知書について（通知）
36	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託に係る質問書について（回答）
37	企画提案書
38	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会について（通知）
39	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会評価・選定結果
40	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託プロポーザル方式等選定評価結果一覧
41	物品調達等随意契約指名業者内申書（課指名委員会）
42	物品調達等随意契約指名業者内申書（局指名委員会）
43	物品調達等随意契約指名業者内申書（特別指名委員会）
44	内申資料
45	上工下水デューデュリジェンス調査業務委託プロポーザル方式等選定委員会の選考結果について（通知・公表）

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
29. 8. 25	○ 諮問を受けた。(諮問第220号)
29. 9. 25	○ 審査請求人から意見書を受理した。
29. 10. 31	○ 審査請求人から資料を受理した。
30. 4. 27 (第378回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 5. 21 (第379回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 6. 22 (第380回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 7. 24 (第381回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 8. 20 (第382回審査会)	○ 審査請求人の口頭意見陳述を行った。 ○ 事案の審議を行った。
30. 9. 21 (第383回審査会)	○ 実施機関から意見等を聴取した ○ 事案の審議を行った。
30. 10. 31 (第384回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 11. 14 (第385回審査会)	○ 事案の審議を行った。
30. 12. 27 (第386回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 1. 22 (第387回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 2. 22 (第388回審査会)	○ 事案の審議を行った。
31. 3. 25 (第389回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成30年9月30日まで）

氏名	区分	備考
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
伊勢みゆき	特定非営利活動法人まなびのたね ネットワーク代表理事	
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
齋藤信一	弁護士	会長
十河弘	弁護士	

（平成31年3月28日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	宮城大学事業構想学群講師	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	